

石川県倫理法人会運営規約

石川県倫理法人会規定16条により、本規約を定める。

【会 長】 第1条

本会に会長を1名置く。会長は前会長の推薦により県役員会において承認後、社団法人倫理研究所理事長が委嘱するか、又は、県役員会選挙投票もしくは話し合いにより選出後、前会長承認推薦し、理事長が委嘱する。

1. 会長の立場

会長は、倫理法人会活動を推進する最高責任者である。

2. 会長の職務

会長は、倫理研究所の年度方針を受け、下記のことを行う。

(1) 活動方針大綱の策定

(2) 普及目標の設定

(3) 役員の推薦

(4) 委員の委嘱

(5) その他会務全般の統括

【副会長】 第2条

本会に副会長を若干名置く。副会長は、会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 副会長の立場

副会長は会長を補佐し、必要あるときは、その職務を代行する。

2. 副会長の職務

副会長は、会長指示のもとに、その与えられた職務を遂行する。

【幹事長】 第3条

本会に幹事長を1名置く。幹事長は会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 幹事長の立場

幹事長は、倫理法人会の活動方針を具現化する中心者である。

2. 幹事長の職務

幹事長は、会長の策定した活動方針の大綱に基づき、下記のことを行う。

(1) 運営・管理

役員会の開催に関わる事務全般。会長の指示に基づき、議題の設定と召集事務、議事録作成を行う。

本会規定の立案、改正に関わる事項

活動計画書の作成、予算の編成に関する事項

活動成果の検討

(2) 渉外

倫理研究所ならびに石川県倫理法人会、周辺倫理法人会との連絡、調整
地域社会との交流促進

(3) 普及拡大の促進

会長の普及目標設定を受け、新拠点開発・分封・資格割れの資格復帰・既成単体法人会の拡大拡充などの具体的な戦略を立てて推進する。

(4) 教育の計画と実施

役員教育の立案と実施

経営者モーニングセミナー、講演会、研修会等の励行と推進

(5) その他、日常活動における会務の統括

【副幹事長】 第4条

本会に副幹事長を置くことができる。副幹事長は会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 副幹事長の立場

副幹事長は幹事長を補佐し、必要あるときは、その職務を代行する。

2. 副幹事長の職務

副幹事長は幹事長のもとに、その与えられた職務を遂行する。

【事務長】 第5条

本会に事務長を1名置く。事務長は会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 事務長の立場

事務長は、石川県倫理法人会の事務ならびに会計を統括する責任者である。

2. 事務長の職務

(1) 事務局の掌握

(2) 会計事務

日常の出納ならびに会計記録、各種帳票類の作成。ただし、出納業務の細目は「石川県倫理法人会会計規定」の定めるところによる。

倫理研究所に対する活動報告書の作成と提出

会費納入に関わる事務と出納状況の把握

遅延会費の催促と指導

(3) 庶務管理

各種書類の管理・保管

倫理研究所に対する活動報告書の作成と提出

会員の入会、退会、変更に関わる事務と指導

会員名簿の管理

備品、資材の調達、管理、保管

(4) その他、庶務に関する事項

【副事務長】 第6条

本会に副事務長を置くことができる。副事務長は会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 副事務長の立場

副事務長は事務長を補佐し、必要あるときはその職務を代行する。

2. 副事務長の職務

副事務長は、事務長のもとに、その与えられた職務を遂行する。

【 監 査 】 第 7 条

本会に監査を 2 名置く。監査は会長が推薦し、理事長が委嘱する。

1. 監査の立場

監査は、会の会計監査の任にあたる。

2. 監査の職務

監査は、事務長が作成した会計関係書類の監査を行い、会計事務が「石川県倫理法人会会計規定」に基づいて行われ、かつ実態を適正に表示しているかを厳正に監査する。監査は年 1 回とし、監査終了の証印を押し、その結果を役員会で報告する。

【 相 談 役 】 第 8 条

本会に相談役を置くことができる。相談役は会長が推薦し、理事長が委嘱する。(ただし相談役は会長経験者とする。)

1. 相談役の立場

相談役は、会ならびに会長のアドバイザーである。

2. 相談役の職務

相談役は、会の運営ならびに活動が円滑に進むために協力する。

【 役 員 会 】 第 9 条

本会の最高意思決定機関として役員会を設ける。役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務長、副事務長、単会三役をもって構成し、月 1 回の定例会を開催する。招集は会長が行い下記事項を協議、議決する。招集事務は幹事長、記録は事務長が担当する。会議の議長は会長が努める。(年度初めの役員会を役員総会とし 1 年間の総括を行う) なお、会長は必要に応じて臨時役員会を招集することができる。各委員会の委員長は副幹事長が統括し、必要に応じて委員長の出席を求めることもできる。

1. 運営及び活動方針の策定に関する事項

2. 予算の承認が必要な事項

3. 活動実績の検討に関する事項

4. 決算・監査報告の承認に関する事項

5. 諸規定ならびに規約の改廃に関する事項

6. 役員・委員人事に関する事項

7. 各委員会の活動計画の調整に関する事項

8. 各委員会より上程された案件の審議に関する事項

9. 各種行事の実行委員長選任に関する事項

【 三 役 会 】 第 10 条

三役会は、会長、幹事長、事務長をもって構成し、会長が役員会を招集する暇(い

とま)がない場合及び軽微な事案について協議し、対応する。尚、三役以外の会員については、必要に応じて、会長が出席を求める場合もある。但し、三役会で対応した事案については、次の役員会に報告しなければならない。

【委員会】 第11条

日常的な活動を推進するため、普及拡大委員会・モーニングセミナー委員会・研修委員会・朝礼委員会・広報委員会・女性委員会・青年委員会(後継者塾)、必要に応じて特別委員会を設置する。委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成する。委員長は、石川県倫理法人会の会長が推薦し、理事長が委嘱する。必要により委員長は副委員長を置くことができる。任期は当該年度とし、兼任ならびに再任は妨げない。各委員会は年度当初に運営計画書を作成し、役員会に提出して承認を受ける。なお、財政支出を要する場合は役員会の承認を受ける。

【普及拡大委員会】 第12条

普及拡大委員会は、会の基盤強化を進めるため、会員普及を促進し、組織の活性化をはかることを目的に下記の事項を担当する。

1. 普及拡大委員会運営計画の策定
2. 会員普及拡大計画の策定
3. 会員普及拡大の企画と実施
1. その他普及拡大委員会に属すると認められる事項

【モーニングセミナー委員会】 第13条

モーニングセミナー委員会はモーニングセミナーの活性化と会員の自己研鑽を目的に下記の事項を担当する。

1. モーニングセミナー委員会運営計画の策定
2. 「モーニングセミナーマニュアル」に則り、基本に沿って開催する
3. モーニングセミナー活性化のために具体的な目標を設定し、新規会員や入会歴の浅い会員や、会員であってモーニングセミナーに参加されていない会員のための工夫を図り、具体的な成果を上げる。
2. 役員は30分前に会場に入り、開始30分前には必ず「役員朝礼」を実施する。また、ゆとりをもってお迎えの準備にあたる。
3. 進行はじめ、リハーサルを行い、元気でキビキビしたメリハリと感動あるセミナーにする。
4. 朝食会を単なる食事会にせず知恵と工夫で次につながる食事会とする。
5. 他の倫理法人会との情報交換を密にし、見学などを積極的に企画する。
6. 隔月のモーニングセミナー予定表を作成し事務局を通じ会員にお知らせする。
10. その他モーニングセミナー委員会に属すると認められる事項

【研修委員会】 第14条

「経営者の集い」(年6回まで本部より講師派遣可能)の企画、立案と各種研修の実施と実践の強化をはかることを目的に下記の事項を担当する。

1. 研修委員会運営計画の策定
2. 役員及び会員の富士高原研修所への受講推進

3. 新入会員の出席、動員に心を配り、学習効果の向上に工夫する
4. 「幹部研修」は原則幹事以上を対象とするが、前向きな会員の参加も可能とする。
5. 純粹倫理を深める最高の場であることを自覚し、出席率を上げるよう努めること。
6. その他研修委員会に属すると認められる事項

〔朝礼委員会〕 第15条

「朝礼マニュアル」に則り、「職場の教養」を使った活力朝礼を推進することを目的に下記の事項を担当する。

1. 朝礼委員会運営計画の策定
2. 会員企業の朝礼実施状況を把握し、会員企業への朝礼導入と指導をする。
3. 朝礼委員対象の「朝礼基本マスター」研修の実施。
4. 会員企業社員対象の「朝礼研修」並びに「朝礼リーダー研修」の開催。
5. 活力朝礼を行っている企業訪問。
6. 活力朝礼コンテスト・朝礼発表会の企画・実施。
7. その他朝礼委員会に属すると認められる事項

〔広報委員会〕 第16条

本会の内外に対する広報活動を推進し、会の活動状況の周知をはかることを目的に下記の事項を担当する。

1. 広報委員会運営計画の策定
2. 広報誌の編集・発行に関する事項
3. 普及を支援する質の高い広報活動を活発に推進する
4. HP（ホームページ）等による活動発信。
5. その他広報委員会に属すると認められる事項

〔女性委員会〕 第17条

本会の女性会員並びに一般会員経営者の妻及び会員企業の女性スタッフにより構成する。本会運営のためにはたず女性の役割の大きさを認識し、組織活性化を計ることを目的に下記事項を担当する。

1. 女性セミナー、女性塾等の企画運営（例：夫婦・親子・嫁姑・子育て）
2. 本会への女性の積極的参加の促進
3. その他女性委員会に属すると認められる事項

〔青年委員会〕 第18条

主に2代目後継者を中心に育成を目的とした、後継者塾を設置する。

〔特別委員会〕 第19条

本会の趣旨、目的を具現化するため必要に応じて、特別委員会を設置することが

できる。特別委員会の正副委員長は会長が任命し、委嘱する。

〔実行委員会〕 第20条

本会の各種行事を組織的に企画運営し、円滑に開催するため、必要に応じて実行委員会を設ける。実行委員会は役員会で選任し、会長の委嘱する任期は当核行事の企画運営に要する期間とする。

〔付 則〕 本規約は、平成20年12月10日より実施する。